

平成 28 年

社会文教常任委員会会議録

平成 28 年 12 月 19 日

田 上 町 議 会

平成28年第7回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成28年12月19日 午前9時
- 3 出席委員
3番 小嶋謙一君 11番 池井豊君
7番 浅野一志君 12番 関根一義君
9番 川崎昭夫君 14番 小池真一郎君
10番 松原良彦君
- 4 委員外出席議員
議長 皆川忠志君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐藤邦義 会計管理者 佐藤 正
副町長 小日向 至 教育委員会 局長 福井 明
教育長 丸山 敬 保健福祉課長 佐渡 辺 賢
町民課長 鈴木和弘 保健係長 時田雅之
保健福祉課長 吉澤 宏 保健福祉課 査山本泰史
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 小林 亨
書記 渡辺真夜子
- 8 傍聴人
三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
議案第58号 田上町税条例の一部改正について
議案第59号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第60号 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第61号 平成28年度田上町一般会計補正予算(第4号)議定について中

第1表 歳出の内

2款 総務費（1項6目、2項、3項）

3款 民生費

4款 衛生費

10款 教育費

議案第63号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について

議案第64号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議案第65号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について

請願第3号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する請願について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。皆さんおそろいのようなので、これから社会文教常任委員会の付託案件審査を開催したいと思います。

今年も残すところあと10日余りということで、皆様方どんな思いで1年間お過ごしになりましたでしょうか。私の家庭のことを申しますと、1人けがをした人が出まして、その対応ということで私、家内のことなのですけれども、生活の状態、それから家庭内の各個人的なモチベーションのいろいろな不具合とかということで、大変1年間苦労してまいりました。皆様方いかがでしたでしょうか。

それから、もう一点、はじめに、おやおやというようなことでお話をさせていただきます。先日、あることで三條新聞に載っておりました。委員会の報告文が載っておりました。その一番最後にコメントらしきものが書いてありまして、全て討論なく、全会一致で原案どおり可決し、審査は30分ほどで終わりました。えっと思ひまして、私のほうなどは討論がいっぱい出まして、なかなか議長としては大変な苦労をしていると私は思っておりますのに、なぜかしら他町村、隣の町のございありますが、大変いいなというふうに感じておりました。

それでは、町長のほうからご挨拶ひとつお願いいたします。座らせていただきます。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

本会議、大変ご苦労さまでございました。付託いたしました7案件であります、条例の一部改正、それから一般会計、特別会計の補正予算であります、よろしくご審議いただきたいと思っております。

きのう、駆け足で、ちょっと日程が詰まっていまして、1日に3会場ということで、総合計画の町民懇談会ということで、出席者は必ずしも一般の町民から多くの方が参加いただいたというわけではありませんでした、3会場とも、質問の状況が大体似ておまして、特にしまったなと思ったのは、やはりこの5カ年の間で、どこまで達成したか、どの部門が達成したか、あるいは引き継がなければいけないかということをやっぱり明確に示すべきだったなということなのです。指摘もありましたので、いずれご意見いただいたものについては、またいろいろ検討し、次の後期に反映させていきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひいた

します。

以上であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

三條新聞のほうから傍聴のお願いが出ておりますので、許可しております。

それでは、始めたいと思います。本委員会に付託されました案件は、議案第58号 田上町税条例の一部改正について、議案第59号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第60号 田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第61号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について、第1表、歳出のうち2款総務費1項6目、2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第63号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第64号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第65号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてであります。

早速始めたいと思います。これより議事に入ります。議案第58号、59号、第60号を3案一括議題といたしまして、説明のほう1議案ずつ進めていきたいと思います。

それでは、執行のほう説明お願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、改めましておはようございます。

それでは、議案書の21ページお願いいたします。議案第58号 田上町税条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、町長の提案理由でもありましたとおり、国の所得税法等の一部を改正する法律が施行されました。それに伴いまして、税条例の所要の改正を行うといった内容でございます。

主な内容につきましては、日本と台湾、もともと租税条約がないのですけれども、今回それに準ずるような取り決めができたということで、いわゆる海外金融機関から受け取る利子及び配当に係るような所得について、新たに分離課税として所得としてみなして計算をするというための改正でございます。今ほど申し上げました、あくまでも今回の改正で適用される国は台湾のみということになりますので、町では恐らくほとんど影響はないものだと思っております。

今回は、そういうふうな改正が主でございまして、附則の18条の3の次に、今私が申し上げました部分の改正分ということで1項加えられまして、既存の附則の18条の3のみをずらすことによって、18条の3の3という形で改めをさせていただいたものが主な内容でございます。

議案第58号については以上でございます。

続きまして、議案書の27ページお願いをいたします。議案第59号 田上町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、これにつきましても今ほど税条例の改正同様でございます。国民健康保険税におきましても、所得割の算定あるいは軽減の判定に、それら住民税同様に総所得金額ということで、先ほど申し上げた部分も所得の一部ということで見るとということの改正がされたことによる改正でございます。税条例同様に、附則の第10項の次に11項、12項を加え、既存の11項、12項をそれぞれ13、14という形で改めをさせていただいたものでございます。税条例同様、あくまでも台湾ということですので、こちら町には恐らく影響はないものだろうと思っております。

以上です。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、議案書の30ページと31ページをお開きください。議案第60号でございます。田上町子どもの医療費助成に関する条例の一部改正でございます。

1 ページはぐっていただいて、新旧対照表をごらんください。この改正の趣旨は、少子化対策の一環として、現在高校生につきましては入院のみを助成の対象としておりますが、通院まで拡大するものでございます。新旧対照表で6条、(1)号でございますけれども、旧が15歳まで、それを新で18歳までということで改めるものでございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、説明が終わりましたので、説明のありました58号から審議に入りたいと思います。

58号について質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

ないようですので、議案58号について質疑は終了いたします。

それでは次に、59号について質疑に入ります。ご質問のある方、どなたかございませんでしょうか。

議長（皆川忠志君） 確認でちょっと教えてもらいたいのですけれども、町税の一部改正の実施日と国民健康保険の一部の条例、国民健康保険は1月1日というふうに施行になっているのだけれども、所得税のほうは、これ施行日がいつになるのでしょうか。この法律に基づくとというふうになっておりますけれども。

町民課長（鈴木和弘君） 同じく29年の1月1日です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにごございませんでしょうか。

ないようですので、議案第59号に対する質疑は終了いたします。

それでは次に、議案60号を議題といたします。

11番（池井 豊君） では、質問させていただきます。

この医療費の拡充、我が会派、去年の今ごろ申し入れして、ぜひ高校生の通院まで助成をということでお願いしてきて、それが実現したということで非常に喜んでおりましたが、実はこの委員会で視察してきた湯沢、湯沢が移住者を拡充するために、そういう情報紙というか、作ってしまして、その中には通勤手当の補助と、それから高校生までの医療費の無料化か、無料という、この2大キャッチフレーズで移住者募集をかけている新聞みたいなものを資料としていただきました。実は私、それまでは田上町は多分子ども医療費の助成については県内トップクラスだと思っていたのです。トップだなと、すごいだらうと思っていたら、それより上がいたということで、今聞きたいのはほかの市町村の、県内市町村の状況はどうなっているかという一覧の資料が出れば、すぐでなくても休憩の間でもいいので、一覧で出してもらいたいのと、課長知っている範囲内でも結構ですので、県内状況、田上町の位置づけはどのくらいになっているのかというの、答弁は今、後半の部分だけ、資料は後で請求できるということで、よろしくをお願いします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 高校生の入通院につきましては、県内市町村、16市町村がやっております。ただ、県央につきましては、一部条件つきで、子どもが3人以上いる家庭は通院まで助成してございますけれども、無条件で入通院までやっているのは田上町が、条例可決をしていただければ、最初でございます。

以上でございます。資料は後で出します。

11番（池井 豊君） 湯沢は。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 今は……。

11番（池井 豊君） たしかそういうのもらったよね。たしか無料だったよね。

（県央と言ったの声あり）

11番（池井 豊君） 県央で。

保健福祉課長（吉澤 宏君） はい。

11番（池井 豊君） では、資料出ます、後で。

保健福祉課長（吉澤 宏君） はい。

以上でございます。

11番（池井 豊君） それで、今度逆に町長に聞きたいと言ったらいいのか、あれなのですけれども、そういうふうに湯沢無料化ということで、そこら辺まで何とか、補助だけではなくて、助成だけではなくて、無料化というふうな形で全額負担するよ

うなことは検討しているのか、可能性はあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長（佐藤邦義君） とりあえず初診料は納めてもらっていますので、それはそのまま継続して、今のは全額だよ。そこを詳しく。担当に説明させます。

保健係長（時田雅之君） 現在の子ども医療費の助成につきましては、通院ですと1回530円、それと入院でありますと1日1,200円、こちらのご負担を保護者の方からお願いしております。

（負担がそれだけねの声あり）

保健係長（時田雅之君） はい、そうです。あくまで保険診療にかかわる分について、それだけの一部負担金をいただいているということで、保険診療外については全額保護者の負担ということになります。

先ほど課長のほうから16市町村ということでお話ありましたが、12月1日現在で1市、高校生まで助成を開始してしまして、全部で17市町村あります。池井委員が言われた湯沢町は、確かに入通院とも全額補助ということで、高校生まで格上げしております。

以上です。

11番（池井 豊君） ということなので、町長、どうです。全額補助というのは財政的にできる、その前に逆に、ちょっとすみません。全額補助とした場合と、今の状況と、高校生レベルの今までの入通院実績からいくと、どのくらいの負担額があと残るのでしょうか、財政的に。ちょっとそこら辺、シミュレーションできているようであればお聞かせいただければ。

保健係長（時田雅之君） 全額補助とした場合の負担額については、自席に戻ればわかるのですが、今この場でちょっと資料を持ち合わせていません。ただ、今回高校卒業までに延ばした場合の医療費に係る試算なのですけれども、医療費のみで約400万円弱、380万円ほどの増額を予定しております。それで、ほかに審査支払手数料なんかということで、国保連と支払基金というところにちょっと委託料を払うのですが、全部入れますと約400万円ということになります。

以上です。

11番（池井 豊君） そこまでやったので、評価したいと思っているのですけれども、ぜひこれを移住者促進に役立てるようなPRに使ってもらいたいと思っています。新潟市はできていないというふうに認識していますので、ぜひ新潟市からも移住者、田上町はこんなわずかししか離れていないのに高校生まで助成しているのだというこ

とで、移住者、U、I、Jターンの促進に活用してもらいたいと思うのですけれども、そこら辺はどのように捉えているか、お願いします。

町長（佐藤邦義君） さっき課長が話しましたように、そもそも人口減少対策ということの観点から今回の医療費の助成をしましたので、正直言って田上町、UターンとかIターン、そういったもののPRは本格的にはしていませんので、ちょっとおこなっているのですが、今後の検討課題にして、特に新潟市は低学年までしかしていませんから、一つの強みだろうとは思いますが、検討させていただきます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 私のほうからちょっと、ほんの簡単なことをお聞かせ願いたいのですけれども、通院費というのは通勤費のことなのですか、それとも……

11番（池井 豊君） いや、通院費。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 通勤費。

11番（池井 豊君） 通勤なんて今全然関係ないです。

議長（皆川忠志君） 子どものあれなのだよ。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 通院費というのは。

議長（皆川忠志君） 通院するためにお金取られるではないですか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 個人負担に係る経費、バス代とか、そういうこと。通院費というと。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 医者のお金。受診料。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 受診料。では、通勤費とは全然。

11番（池井 豊君） 全然関係ないです。

議長（皆川忠志君） 薬とかもらったときお金とかみんな払うでしょう。診察してもらおう。その金でしょう。通勤費といったら交通手段だねか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） だから、交通手段かなと思って、それまで助成してくれるのかなと思っていたのですけれども、大変どうもすみません、失礼しました。

そのほかに質問ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは議案第60号を閉めさせていただきます。質疑は終了いたしました。

次に、議案第61号を議題といたします。

執行の説明、順次お願いいたします。

会計管理者（佐藤 正君） 議案の41ページをごらんください。2款総務費、1項総務

管理費、6目会計管理費でございますが、既定額113万5,000円のところ、14万4,000円の補正をお願いするものでありまして、内容につきましては、右の説明欄ごらんいただきたいと思うのですが、会計管理費14万4,000円、3節職員手当等、時間外勤務手当を14万4,000円の補正をお願いするものであります。補正理由といたしましては、平成29年、来年の1月に発行します源泉徴収の作成に当たりまして、今回からマイナンバーを記載する必要があるため、その事務処理をする、会計課のほうで事務処理を新たに行うことが生じたこと、それから現在会計課2人体制で業務を行っておりますが、地域交流会館の業務もこちらで若干やっている部分もございますが、どうしてもそちらの事務処理等に携わらなければならない場合に、もう一人の職員のほうに事務処理を場合によって時間外にお願いしなければだめだという状況が生じておりますので、そのために今回不足が生じる、時間外に不足を生じる見込みがありますので、やむを得ず補正ということでお願いするものでございます。

以上です。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、2項徴税費、1目の税務総務費ですが、35万9,000円でございます。こちらにつきましては、人事院勧告に伴う給料、手当等の増額をお願いするものでございます。

続きまして、2目賦課徴収費、30万円の増額をお願いするものでございますが、過年度分の過誤納還付金ということで、今後不足が見込まれるということで追加をお願いするものでございます。

続きまして、42ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、40万5,000円の追加をお願いするものでございます。2節、3節の給料、これは人勧プラス扶養の関係で異動がありましたので、その関係の経費の増額をお願いするものでございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 43ページお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費でございます。補正額4,674万9,000円の補正をお願いしたいものであります。右側のほうで説明いたします。社会福祉総務事業として991万4,000円の補正をお願いいたします。人事院勧告による人件費の増でございます。その下、28節繰出金でございますけれども、国民健康保険会計に対する繰出金951万5,000円お願いしたいものでございます。これは、国保会計のほうで内容を詳しくお聞きください。その下のひし形でございますけれども、臨時福祉給付金事業といたしまして補正をお願いするものでございます。今年の国の2次補正の成立に伴いまして、消費税の引き上げが5%から8%になっているのですけれども、その影響額を軽減、激変緩和する

ためのものがございます。軽減税率が導入されるまで2年半分を臨時福社交付金として支給するための補正でございます。細かいところでございますけれども、総額が3,683万5,000円でございます。職員手当、交付事務をするために補正をお願いするものございまして、151万2,000円でございます。その下、賃金でございますけれども、29万8,000円の補正をお願いするものです。これにつきましても臨時職員を交付事務用に雇うものがございます。11節需用費でございますけれども、78万6,000円の補正でございます。消耗品73万6,000円、申請書用紙なんかを購入するものがございます。その下、印刷製本費として5万円、これ封筒代の印刷でございます。12節役務費でございますけれども、78万4,000円の補正をお願いするものがございます。その内訳として、通信運搬費60万円、郵便料でございますし、手数料18万4,000円につきましては振り込み手数料でございます。13節委託料につきましては41万1,000円、これはシステム改修に基づくものがございます。14節使用料及び賃借料4万4,000円、コピー使用料でございます。続きまして、44ページでございますけれども、負担金補助及び交付金、これが3,300万円、これ町民の皆様へ支給する金額でございます。課税されていない人なんか、去年の対象者が対象でございます。

続きまして、2目の老人福祉費でございます。51万4,000円の補正をお願いするものがございます。右側のほうで説明いたしますけれども、老人福祉事業として51万4,000円の補正をお願いするものがございます。19節の負担金補助及び交付金44万3,000円を補正をお願いするものがございます。高齢者と障害者向けの住宅改修の補助金でございます、44万3,000円は。高齢者住宅が2件、障害者住宅が1件でございます。その下、23節でございますけれども、7万1,000円の補正でございますけれども、これは27年度の実績による返還でございます。

その下の5目の老人福祉施設費でございますけれども、9万5,000円の補正をお願いするものがございます。右側の説明欄でございますけれども、老人福祉センター管理事業として3万2,000円の補正をお願いするものがございます。7節賃金3万2,000円でございますけれども、これは防火管理者の研修がございますので、そのために管理人を派遣しますので、その代替の臨時管理人のための賃金でございます。その下、心起園管理事業でございますけれども、6万3,000円の補正をお願いするものがございます。趣旨は同じでございます。

以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 改めましておはようございます。

44ページ、下のほうになります。2項1目の児童福祉総務費120万4,000円の追加

をお願いをするものでございますが、これにつきましては2節、3節につきまして、人事院勧告により給与改定となり、必要なものでございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、45ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。78万8,000円の補正をお願いするものでございます。右側のほうで説明させていただきます。黒いひし形の一番上でございますけれども、保健衛生総務事業として25万1,000円の補正をお願いするものでございます。これは、人勤による人件費の補正でございます。その下、総合保健福祉センター管理費で52万9,000円の補正をお願いするものでございますけれども、需用費でございます。修繕費の補正をお願いするものでございます。何でかといいますと、点検で火災報知機なんか壊れましたので、その補修として消防署直通の専用電話と煙感知器の修理を行うものでございます。その下のその他事業でございますけれども、8,000円の補正をお願いするものでございます。負担金補助及び交付金、三条地域水道供給企業団の負担金でございます。人件費分でございます。

それと、2目の予防費でございます。6万1,000円の補正をお願いするものでございます。右側の黒いひし形で説明いたしますけれども、小児生活習慣病予防事業で6万1,000円の補正をお願いするものでございます。需用費で印刷製本費でございます。これは、今まで印刷をお願いしていた業者が廃業しましたので、ほかの印刷会社に見積もりをとりましたら単価アップが出ましたので、そのアップ分でございます。子どもの健康ノートの印刷でございます。

私の説明は以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、48ページ、下のほうをお開きいただきたいと思っております。10款教育費、1項2目事務局費でございますが、73万7,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうを見ていただきたいと思っておりますが、2節、3節のうち、時間外勤務手当を除く手当につきましては、人事院勧告により給与改定となり、補正をお願いするものでございます。また、時間外勤務手当につきましては、9月より事務職員1名が長期療養となったことから、業務をほかの職員で分担することとなりまして、時間外勤務が増えることから50万円の追加補正をお願いをするものでございます。

次のページ、49ページになります。2項小学校費、1目学校管理費の4万8,000円の追加をお願いするものでありますが、説明欄のほうです。羽生田小学校その他事業の2節、3節につきましては、人事院勧告により給与改定となり、補正をお願いをするものでございます。

続いて、3項中学校費、1目学校管理費であります。42万円の追加をお願いをするものでございます。これにつきましては、説明欄、田上中学校管理費の11節需用費につきましては、水道料に不足が生じるため、追加補正をお願いするものでございます。主な理由といたしましては、昨年、中学校のプールが漏水修繕のため休止をしております。当初予算を昨年度事業実績並みということで計上していたことから不足が生じるということ、それから保健所にプールの使用開始前の水質検査の状況を提出するために1カ月早くプールに水を入れたことから、水質の検査のために循環や自然蒸発などにより、使用量が増加するものでございます。それによる補正でございます。

それから、田上中学校その他事業の11節需用費につきましては、これ修繕料に不足が生じることから追加補正をするようにお願いをするのですが、今後修理が見込まれるものとしたしましては、放送設備の修理、それから体育館の照明、女子トイレのタイル、それから合併処理浄化槽の設備の配管の取りかえなど見込みがございます。これを追加をして、補正を行うものでございます。

次に、50ページをお開きいただきたいと思っております。4項社会教育費、1目の社会教育総務費でございます。31万9,000円の追加をお願いをするものでございます。説明欄、生涯学習事業費でございますが、2節、3節のうち、住居手当を除く手当等については、人事院勧告により給与改定となり、補正をお願いをするものでございますが、住居手当につきましては職員の住居移動により15万3,000円を追加するものでございます。

次に、5項保健体育費、4目学校給食施設費の42万4,000円の追加をお願いするものでございますが、説明欄のところでございます。2節、3節につきましては、人事院勧告により給与改定となり、補正をお願いするものでございますし、51ページになりますが、13節委託料の23万2,000円の部分では、今年7月末で共同調理場の調理員兼自動車運転手の男性職員が退職したことに伴い、その後9月からは給食配送車の運転業務のみを過去に経験のある方から無理を承知でお願いをしておりました。ようやく給食配送車の運転業務を引き受けていただける委託先にめどが立ったことから、1月から委託する予定で、今回補正をお願いをするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

それでは、まず2款総務費から受け付けたいと思っておりますので、質問のある方、何かございませんでしょうか。どなたか総務費のことについてご質疑のある方、願

いたします。おられませんか。

それでは、ないようですので、総務費は終了いたします。

次に、3款民生費についてご質疑のある方、お願いいたします。

すみません。また私のほうから1つお聞きしたいのですけれども、43ページの臨時福祉給付金事業ですけれども、これも一般の人もなかなかよくわからなくて、私に聞いてくるのですけれども、一般、低所得者と言われる方はどんな方を指すのか。生活保護を受けたり、住民税払っていないという人もいると思うのですけれども、そういうようなものなのか。それから、町では該当する人は何名おられるか。今回1人当たり幾らぐらいの支給なのか、そこら辺が今日聞かれなかったので、保健福祉課長、もしあれだったらお願いします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） あくまでも対象の支給者が、住民税が課税されていない人でございます。対象が2,200人を見込んでございまして、1人1万5,000円分でございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） わかりました。結構です。

保健福祉課長補佐（渡辺 賢君） 一応住民税が課税されていない人ということで、平成28年分の住民税が課税されていない方になります。それと、例えば私が非課税であっても、そのご家族が課税されていると、要は課税者に扶養されているという場合は対象にならないというのがございます。あと、平成28年の1月1日現在で田上町に住民票のある方ということで、対象者というふうに決まっております。ただ、生活保護世帯については対象外ということになっておりますので。生活保護世帯というのは、収入があると、そこから引かれてしまいますので、自分の、言い方悪いのですけれども、取り分には全くなりませんので、生活保護の方は対象にならないというのがございます。よろしく申し上げます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） お父さんは課税されないけれども、お母さんのほうにその課税の通知が来たなんかいつて、そんなことを言うものですから、ちょっと私不思議だなと思っていた、お聞きしたところでございます。ありがとうございました。

そのほかにご質問ある方、ありませんでしょうか。

ないようですので、民生費は終了いたします。

次に、衛生費についてご発言ある方、お願いいたします。

11番（池井 豊君） ちょっと細かいことで、全般的なことで聞きたいのですけれども、

45ページの小児習慣病のところ印刷製本費というところに関連してちょっとお伺いしたいのですが、確かに町内の印刷業者が廃業して、となれば隣町とかという形にしていくのでしょうかということなのですが、ほかの課、産業振興課あたりでは、要はネットで注文、印刷、なかなかこれ私もやったことあるのですけれども、でき上がりの紙の質だとか、クオリティーが確認できないので、非常に不安はあるのですけれども、チラシだとか小冊子等々、ネットで注文すると格安なのです。町内の業者でなければ、町内業者の保護とか、そういう経済対策という意味合いがなくなるので、隣町に出すようであれば、町全般的にネット印刷というものを検討していく時期なのではないかなと思っています。保健福祉課、ここなので、今あれなのですが、そういう検討もあったかということを知りたいのと、町長でも副町長でも、ちょっとこのネット印刷とかそういうものの活用は、今後、町内業者なくなった今、町として各課で取り組めるところは取り組むべきだと思うのですけれども、そういう方向性ちょっと確認できればお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） すみません。私どもネット印刷は、申し訳ないのですけれども、検討しておりませんでした。隣町、隣の市の、印刷業者が廃業したので、隣の市の印刷所から見積もりとって、予算要求いたしました。

以上でございます。

11番（池井 豊君） 全般的には。町長か副町長、どうですか。

町長（佐藤邦義君） ネット印刷ですか。とりあえず、では総務課でよく検討させます。

3番（小嶋謙一君） 総合保健福祉センター管理費についてちょっと確認させてください。52万9,000円という金額、これ先ほどの説明ですと、これ火災報知機の点検で判明した修理に伴う金額だということなのですけれども、額的にいって、これ報知機1個1個の個々の箇所の入れかえとか点検なのか、それとも基盤とか、もとのところだけの修理の費用なのか。というのは、言いかえますと、毎年避難訓練やっていると申すのです。その辺のときにこういうのは判明しなかったのかどうか、それもちょっとあわせて聞かせてください。

保健福祉課長（吉澤 宏君） あくまで年次点検で点検したときに火災報知機と煙感知器の故障が見つかりましたよと、それについて消防署への専用電話と煙感知器を修理をお願いしたいということですので、定期点検で見つかったという趣旨でございます。よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほか4款衛生費ではありませんでしょうか。

それでは、しばらくにしてないようですので、衛生費は終了します。

次に、10款教育費、ご質疑のある方、お願いいたします。

11番（池井 豊君） 51ページの例の給食配送業者の委託についてちょっと確認したいのですけれども、捉え方としては、この委託料が増えたということなのだろうか。例えば委託業者がいなくて、今までそこに予算つけていなかったのが、やっと見つかったので、ここで補正を上げたのか、それとも今までかかっていた人よりも高くなったけれども、やっと見つかったのか、ここら辺どういうふうな経緯でこの補正が上がってきたのか、もうちょっと詳しく説明ください。

教育委員会事務局長（福井 明君） この委託につきましては、経緯がありまして、先ほど説明したように、7月末で職員、男性職員が退職をしたというところから、夏休みが終わって9月から、要はその部分だけ、配送の部分だけを要は臨時の方をお願いをしていた。ただ、これにつきましては次の人が見つかるまでという約束だったものですから、賃金で支払っていたところです。時給900円。それで、なかなか無理を言ってお願いをしていた状況が続いていたのですが、一応配送業務については、町内業者でとりあえずできる場所が見つかりましたので、その部分を時間約3時間という限定の中でお願いをしようということで、この金額が上がってきたということになります。高いか安いかというと、賃金に比べればちょっと割高になると思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、そのほか教育費に関してご質疑のある方。ないようですので、教育費は終了いたします。

ちょっと早いですがけれども、休憩したいと思いますので、10時から始めたいと思いますので、休憩よろしくをお願いいたします。

午前 9時45分 休憩

午前10時00分 再開

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、10時になりましたので、再開いたします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 先ほどの休憩前の宿題の子ども医療費の一覧表を出してございますので、よろしく申し上げます。

私、先ほどの説明で通院補助は県央で初めてと説明したのですけれども、11月に加茂が条件つきで高校卒業まで通院を助成していたのですけれども、最新鋭のやつだと無条件になりましたので、あわせて訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） わかりました。

それでは、審議を再開いたします。

次に、議案第63号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の67ページお願いいたします。議案第63号平成28年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,100万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,593万2,000円とするものでございます。

では、内容につきましては72ページからになります。10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金951万5,000円でございます。先ほど一般会計の民生費のほうで説明がありましたとおり、保険基盤安定繰入金ということで、こちらにつきましては国民健康保険税の所得に応じて軽減を実施しております。これに対しまして、国、県、一般会計が国保のほうに繰り出しをするという制度になっておりまして、それぞれ国、県への申請に伴いまして、数字の整理をさせていただいたものでございます。

続きまして、11款繰越金、1項1目繰越金148万9,000円でございます。今回の財源の不足部分を繰越金でということでございます。ちなみに、今回の補正後、今現在、決算額で保留しているのは約2,190万円ほど、今のところで保留になっております。

それでは、めくっていただきまして、歳出でございます。73ページ、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費900万円の増額をお願いするものでございますが、昨年同時期と比較しますと、高額療養費に該当する方が約10件ほど増えてきているという部分もございまして、さらに予算を作成時の月当たりの平均金額、約950万円ほど見ていたのですけれども、その辺が不足、毎月毎月若干不足もしているという部分を加味いたしまして、今後の見込みを見込みまして900万円増額をお願いするものでございます。

8款保健事業費、1項2目健康づくり推進事業費60万5,000円をお願いするものでございますが、これは人間ドック、脳ドックの受診者への補助ということでございます。人間ドックにつきましては20名分、脳ドックについては5名分ということで、今の見込みでは不足が見込まれるということで、それぞれ増額をお願いするものでございまして、ちなみに人間ドックについては1人当たり2万4,000円、脳ドックに

については2万5,000円の補助をしている部分でございます。

続きまして、11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金47万円の追加をお願いするものでございますが、こちらにつきましても、これは遡及して、社会保険に加入されている方につきまして、保険税をお戻しするというところでございますが、今後ちょっと少し不足が見込まれるということで増額をお願いするものでございます。

それから、74ページ、11款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金でございますが、92万9,000円でございます。これは、27年度の決算で一般会計から事務費の繰り入れをお願いしている部分ですが、相殺、決算が出て整理した関係で、この金額を一般会計に戻すというような内容でございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明のありました案件について、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） 参考のためにお聞かせください。

人間ドックと脳ドックの補正なのですけれども、私も人間ドックのほうをお願いしてやってきましたけれども、最近何か町の町民の声では、定期健康診断、町で主催しているのがちょっと余り簡易過ぎるみたいな、簡単過ぎるというか、そんな評判が出て、ドックのほうがいいなという人が結構おられるので、これから、今も補正、20名のところプラスアルファということになってはいるのですが、来年あたりまたそういうような傾向にあるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたい。

町民課長（鈴木和弘君） 町の健診は特定健診なので、本当の基準、これだけはしてくださいということになりますから、確かに川崎委員がおっしゃるように、人間ドックはそれにプラスアルファですから、自己負担を、町のほうから2万4,000円負担を、補助をさせていただきますけれども、個人負担は1万四、五千円ぐらい、ちょっとそういう部分から見れば、当然町の健診よりもより細かい部分まで見ると、見ていただけるという部分もありますので、町でも少しずつそういう部分で受診をいただければということで、人間ドックの助成をずっと続けてきている状況です。ここ数年見ると、やはりかなり少しずつ多くなっているのが現状です。二、三年前、一回落ちたことがあるのですけれども、それ以降やはり、当初予算では人間ドックは160名、脳ドックは10名見ているのですけれども、人間ドックは割とそれでちょっと不足になるかなということで、12月なり3月、場合によっては3月で補正したこともありますし、脳ドックは多分今まで私余り経験、補正したのは余りないのかなと思うの

ですけれども、既に当初予算を見ている部分はもう予約なりしていますので、ちょっとそれが今までになかった傾向かなというふうに思っています。人間ドックは、そういう部分で当初予算でも今後少し、そういう部分を見て少し人数を増やそうかなとは思っています。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにご質問ある方ございませんか。

ないようですので、議案第63号の質疑は終了します。

次に、議案第64号に入りたいと思います。

保健福祉課長（吉澤 宏君） それでは、議案書の75ページをお開きください。議案第64号でございます。平成28年度訪問看護事業特別会計の補正予算でございます。歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加させていただいて、総額を4,166万1,000円にしたいというものでございます。

それでは、内容でございますけれども、80ページお開きください。歳入でございます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金16万1,000円の補正をお願いしたいものでございます。歳出に充当するために計上いたしました。この12月補正が終わりましても、まだ保留として830万円がでございます。

歳出でございます。81ページでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますけれども、同じく16万1,000円の補正でございます。右側の説明欄でございますけれども、全て人事院勧告による人件費の補正でございます。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 終わりました。

ただいまの64号についてご質疑のある方、ご発言願います。

ないということでございますので、第64号に対する質疑は終了します。

次に、議案第65号の説明をお願いいたします。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 議案書の85ページをお開きください。議案第65号 平成28年度田上町介護保険特別会計の補正予算であります。歳入歳出それぞれ283万6,000円を追加し、総額13億3,970万6,000円にしたいものでございます。

それでは、細かい説明に入ります。90ページをお開きください。歳入でございます。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金283万6,000円の補正をお願いしたいものでございます。全て歳出に充当させるものでございます。12月補正後、810万円保留してございます。

続きまして、歳出でございます。91ページでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますけれども、169万1,000円の補正をお願いした

いものでございます。右側の説明でございますけれども、13節委託料でございます。168万4,000円でございます。国の方針に従いまして、高齢者のニーズ調査を行いまして、在宅で続けられるよう、また介護職の離職をさせないような計画策定のための委託料でございます。14節使用料及び賃借料でございます。7,000円の補正でございます。データベースのサービス使用料として、仕事の効率化を図るためでございます。

続きまして、2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費でございます。94万5,000円の補正をお願いしたいものでございます。右側の説明欄でございますけれども、19節の負担金補助及び交付金で94万5,000円、高額医療合算介護サービス費でございますけれども、医療費と介護費の合算で高額になった部分を、基準を超えるものでございます。件数が、当初75件でしたけれども、90件を見込んでおります。15件の増ということで見込んでございます。

その下でございますけれども、2款保険給付費、6項特定入所者介護サービス等費でございます。2目特定入所者介護予防サービス費でございますけれども、5万円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、低所得者の食費と住居費、個人負担でございますけれども、その基準を超えるものに対して負担するための補正でございます。10件から19件、9件の増を見込んでございます。

92ページになりますけれども、3款地域支援事業費、2項で包括的支援事業・任意事業費、1目で介護予防ケアマネジメント事業費、補正額15万円をお願いしたいものでございます。右側の説明ですけれども、賃金で15万円をお願いしたいものでございます。28年度に入りまして、正規職員が1人病休で休みました。その分を臨時職員が超勤しましたので、その超勤分として補正をお願いしたいものでございます。

私の説明、以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご質問願います。

3番（小嶋謙一君） 一般管理費のところでお聞きしますけれども、介護保険事業計画策定業務委託というのは、委託先というのは私ちょっとわからないので、教えてほしいのですけれども、どういうところへ委託出すのですか。委託先というのは。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 前回頼んだ民間業者ですけれども、そこを想定してございます。オリスです。

以上でございます。

3番（小嶋謙一君） では、続けてですけれども、その民間業者は、先ほどの話ですと在宅とかっていろいろあるわけですが、そういうところは民間の人は在宅の人のところへ行って、内容というか、家の中、そういったのをいろいろ調べるのですか、民間の人が。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 担当の山本に説明させますので。

保健福祉課主査（山本泰史君） まず、調査は2種類ありまして、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というものと、在宅介護実態調査というものが2種類あります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、65歳以上で要介護認定を受けている方以外の方に対して、郵送でお送りしましてニーズ調査を行います。在宅介護実態調査につきましては、在宅で要介護認定を受けている方を調査の対象としまして、郵送でお送りして調査を行います。

以上です。

議長（皆川忠志君） すみません。私も同じことを聞くつもりだったのだけれども、介護保険事業計画策定業務ですよね。これは頻度というか、どういうあれで作るのですか、今。毎年作るやつですか、これ。

保健福祉課長（吉澤 宏君） この計画は3年に1度、保険料の見直しもありますので、それに合わせて作るものでございます。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） これ、もし3年に1度ということであれば、これは年度当初でわかる計画ではないですか、こういう事業計画を作るというのは。今この12月の時期に、これ3年で1回ということは、例えば29年度から3年間という意味でしょうか。ということであれば、なおさらもうお金の費用というのは当初から想定できないものなのですか。

保健福祉課長（吉澤 宏君） すみません。30年度からでございます。

それと、今補正する理由は、国の指針がこの秋やっと出ましたので、その指針に基づいてやるものでございます。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） すみません。しつこく聞いて悪いけれども、30年度ということは、なおさら29年度に作ればいいのか。というふうに思うのですけれども、すみません。こういう事業計画が補正で出てくるという意味合いがちょっとよくわからないのです。もっと計画的に、3年に1度、どこかの県のあれも計画作っていないのあるけれども、4年に1度とかあるけれども、そういうものは、もっとこれ

は計画的に決めてやるべき話ではないですか。そこのところをちょっと考え方を教えてください。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 担当の山本に説明させます。

保健福祉課主査（山本泰史君） このたび補正をお願いするのが、スケジュール的に29年度早急に、年明けアンケート調査を行いまして、29年度当初予算でお願いしているのですけれども、29年度で計画を作成するというスケジュールになっております。

（何事か声あり）

保健福祉課主査（山本泰史君） 28年度でアンケートをとりまして、計画の準備をして、29年度で作成をします。

（反映させるということねの声あり）

保健福祉課主査（山本泰史君） そうです。

社会文教常任委員長（松原良彦君） あとそのほかございませんでしょうか。

それでは、議案第65号を終了したいと思います。

そのほかにとということで、ちょっと時間がございますので、川崎委員よりノロウイルスというような件でお聞きしたいということで、お願いいたします。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） すみません。付託案件外のお話なのですが、申し訳ないのですが、今盛んに全国非常に騒がれているノロウイルスの関係なのですが、先日、私もちょっと、新潟のほうの学校閉鎖したという学校も出てきたようなのですが、田上の町も、先週でしたか、何かメールで田上小学校の関係が入ったみたいなのですが、今現状は、町ではどんなぐらいの状況だか、せっかく皆さん集まっているので、ちょっとお聞きしたいと思います、その対策、緊急に練っているのだろうけれども、その辺のお話ちょっと聞きたいと思ひまして、委員長、いかがでしょうか。いいですか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 認めますので。

教育長（丸山 敬君） 田上小学校で3年生と6年生を中心にしまして、先週ちょっとノロウイルスという言い方しておりませんが、包括的に感染性胃腸炎ということで診断が出まして、欠席が増えました。そういうことから、3年生につきましては学級閉鎖をさせていただきました。3年2組です。週明け、けさの状況では特段大きな変化があったという報告をいただいておりますので、ある程度、土日の休みを挟みましたので、ちょっと落ちついているかなと、そんな状況でございます。

新聞でも報道されておりますように、遺伝子の型が非常に新しい型で、逆に言うと非常に感染力が強い、そういうものが今全国的に蔓延しております、聞くところ

ろによりますと、新潟市でもかなりそういうところが出ているし、隣の三条市でも井栗小学校あたりが、新聞でも出ましたけれども、閉鎖のような、そういう状況が出ております。

また、兄弟姉妹の関係で、竹の友幼稚園のほうも、今朝、山口事務長からの口頭報告では、今朝休ませてほしいという、そういう園児、保護者からの連絡が非常に増えているという状況でございます。爆発的に増えることのないように、慎重に今対応しておりますし、もし校舎内あるいは園舎の中で嘔吐等がありますと、大変危険が伴いますので、今までもそういう例はありましたけれども、急遽専門の業者に消毒していただいて、爆発的に広がるということを抑えてきておりますので、今回もそういう準備を今しておるところでございます。

あと、羽生田小学校、田上中学校のほうからは、特段の報告はございません。竹の友幼稚園のほうは、年間通して何らかの形の感染症で、園児が少なからず欠席をしているのは、これはやむを得ないことかなと思っております。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 川崎委員、いかがでしょう。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） いいです。まだほかに聞きたいのですけれども、時間かかります。私はいいです。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 今教育長いろいろお話がございましたけれども、何かまだそういう関係でお話の聞きたい方、この際ですので、ありませんか。

それでは、ないということで、これより討論及び採決を行います。

まず、議案第58号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり決しました。

次に、第59号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり決しました。

次に、60号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり決しました。

次に、議案第61号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり決しました。

次に、議案第63号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第63号についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり決しました。

次に、議案第64号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり決しました。

次に、議案第65号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり決しました。

これで町長提案の審議は全て終了いたしました。執行の皆様、大変ご苦労さまでございました。委員の方、ちょっといましばらくお待ちください。

(執行部退席)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 委員の皆様、水俣病の説明の方が来ることになっているのです。それで、11時ごろ来るかということなので、それまで休憩しまして、来ましたらすぐ放送ということよろしいですか。

12番(関根一義君) 委員長にお任せします。

議長(皆川忠志君) 大体いますよね。控室あたりにいますよね、皆さん。

12番(関根一義君) 11時という予定を組んでいただいていたのだけれども、こっちが早く終わるだろうということで早めて要するに向こうに出席要請したのだけれども、11時ちょっと前しか間に合いませんという連絡が事務局に入っているそうです。

議長(皆川忠志君) では、委員長、11時ごろでどうですか。委員長決めていただければいいです。

社会文教常任委員長(松原良彦君) 来たのがちゃんと確認できたら放送で言いたいと思いますので。

議長(皆川忠志君) 時間決めましょうよ、委員長。どうでしょうか。11時と。

社会文教常任委員長(松原良彦君) 11時には来ると言っていますので、では11時から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でちょっと休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時57分 再 開

社会文教常任委員長(松原良彦君) 時間、11時と言いましたけれども、少し早いようですけれども、これから請願審査に入りたいと思います。

それでは、お手元にプリントも幾つか来ましたし、いろんなことがここに書いてありますけれども、まずは関根委員より、この内容について請願説明、趣旨説明と

いいでしょうか、いろんなことで考えていたようなことがありましたら、まずはひとつ説明をお願いしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

12番（関根一義君） それでは、ただいま委員長からお話がありましたように、今回の請願が提出されております、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する請願書が提出されておりますけれども、その紹介議員になりました関根でございます。よろしく願いいたします。

請願者の新潟水俣病阿賀野患者会のほうから請願書の提出が私のところにございまして、紹介議員になるということについて承諾をいたしました。私自身も、この水俣病の救済をめぐる経緯については、そんなに詳しい立場ではございません。マスコミで知る程度の知識しか持ち合わせていないわけですが、しかし事が企業公害に対する、患者を大量に発生せしめているというふうな現状に照らして、私はこの請願行為についてはぜひとも田上町においても採択をいただいて、そして救済のための一助になりたいと、こういうふうに思っております。

請願書につきましては、後ほどまた趣旨説明のところ、本日は共闘会議の高野局長がお見えになっておりますので、そちらのほうからも説明がございますので、私は概括的に申し上げたいと思います。

請願趣旨のところにも書いてございますように、水俣病は発生いたしまして51年が経過しているということだそうでありまして、大変長い、半世紀にわたる経過があるわけです。しかし、患者さんが求めるような、そういう救済までは至っていないというのが現状でありまして、あるいはまた国の取り扱いと新潟県の取り扱いにも差違が生じておりまして、なかなか整理した形での救済がなし得ていないというのが現状だと思います。

ここにも書いてございますように、167名が要するに認定申請をしているというふうになっておりますように、強い認定を求める患者さんが、水俣病患者の皆さんがまだ存在しているという事実、そしていろいろ話をお聞かせいただきますと、潜在的な患者さんがおられるのだという事実もあるようであります。地域社会の中でなかなか名乗り出れないというふうな、そういう社会風土だとか、そういうものもございまして、潜在的な要するに患者さんも存在しているというふうな状況もあるようであります。

したがって、そういう現状を解決を目指した国の対策と、それから新潟県の対策を求めるとというのが請願の趣旨になっているようでございますので、ぜひ皆さん方からご審議いただきまして、採択いただけるように私からも皆さん方をお願いを申

し上げたいと思います。

後ほど高野共闘事務局長から趣旨の説明があろうかと思しますので、皆さん方の忌憚のないご質問とご意見等をいただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが。

社会文教常任委員長（松原良彦君） すみません。申しおくれましたけれども、これから請願審査第3号を議題として、お話をさせていただきます。

ただいま関根委員が紹介議員になってお話をしましたけれども、もう一人説明員として事務局長の高野さんが来られておりますので、趣旨説明やら、いろいろなお話を承りますれば大変ありがたいと思っております。どうかひとつよろしく説明をお願いいたします。

請願者（高野秀男君） どうもありがとうございます。ご紹介をいただきました新潟水俣病共闘会議事務局の高野であります。よろしくお願い申し上げます。座って趣旨説明させていただきたいと思えます。

請願事項で1から5までございますけれども、最初に新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者、国、加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けることということでありました。関根委員からお話ありましたように、お手元に資料1が行っているかと思えますけれども、これは新潟県が作成した水俣病の統計資料であります。最近は11月末のが出ていますけれども、水俣病の認定された方が今県内には705名おられる。処分件数の認定の一番下のところを見ていただければと思えますけれども。その一方で、棄却されている方たち、水俣病でないと棄却された人たちが1,388件いるということです。今未処分の方は、この段階では167でしたけれども、今169人になって、改めて水俣病の認定を求めるということでもあります。

また、これとは別に、水俣病の認定を求めて、水俣病患者であることを求めて、県内では3つの裁判が行われているということもあります。

51年たって、水俣病が終わっていない理由として、大きくは2つあるかと思えます。趣旨説明にも、冒頭にも書いてありましたけれども、これまで水俣病でないという被害者が、原告が水俣病であることを求めて裁判が幾つか行われていますけれども、2004年の10月、これは関西訴訟最高裁判決と呼ばれていますけれども、それと2013年の4月、水俣病の棄却の取り消し訴訟の最高裁判決、2度にわたって国の認定基準では水俣病として認められなかった人たちを、司法の最終の場において水俣病患者として認めて、国に対し賠償を命じるとともに、基準の見直しを含めた弾

力的な運用を求めているということがあります。にもかかわらず、それを判決、司法の最終判断を受けながらも、今なお国は認定基準の見直しをしないという状況にあるということでもあります。そのために、先ほど言った裁判が行われているわけです。

こうした事態を踏まえて、資料2のほうですけれども、新潟県では昨年5月31日、これは公式確認の日と言われてはいますが、ふるさとの環境づくり宣言2015というのを宣言を發しました。前県知事の泉田さんの名前で行っていることになってはいますが、この3つ、県として積極的に取り組んでいくと書いてはいますが、一番上のところをちょっと見ていただきたいと思います。新潟水俣病の解決に向けて、潜在患者が名乗り出ることができる環境整備や、被害を受けた全ての方々が等しく患者として認められ、救済を受けることのできる恒久的な制度を確立すること、こういうことを、県として被害者の実情を踏まえて、環境省あるいは関係機関に対して要請をこの間行ってきているところでもあります。今認定申請をしている被害者の多くは、50年たったということもあって、かなり高齢化していて、裁判でいうと平均年齢が大体70歳を超えているという、そういう状況であります。被害者からすれば、生きているうちに何とかこの問題を解決してほしい、切実な思いがあります。そういう意味で、この1番目については、解決に向けた話し合いの場、関係者、環境省等々も含めた、あるいは企業も含めた形で、当事者も含めて話し合いの場を持って解決するということについて、ぜひ田上町議会さんのほうから国、関係機関に対して請願、要請をしてほしいということが1番目です。

水俣病が終わらないもう一つの大きな理由は、阿賀野川流域の住民の健康調査がいまだにきっちりした形で行われていない、したがって被害の全容が明らかでない。水俣病の認定制度は、本人申請制度になってはいますが、後で触れます、資料にも入れていますけれども、なかなか水俣病患者ということで名乗りを上げることがしづらい状況がある、水俣病に対する偏見、差別がいまだに地域では根強く、そういうこともあって、自ら名乗り出ることができないという方たちが多くいます。

あわせて、2009年7月でありますけれども、当時自民党、公明党の政権でありましたけれども、その7月に水俣病被害者救済特別措置法という法律ができました。この法律第37条で、阿賀野川流域住民の健康調査をするようにということになっているのですが、それができてからもう7年たっているわけですが、つい先日、今の山本環境大臣が熊本へ行って、今年は熊本水俣病公式確認60年で、

毎年5月1日に記念行事を行っていた、熊本地震があって、先延びして、11月に行われたようであります。その場で山本環境大臣は、住民健康調査の実施については、今どういうやり方でやるのか、その手法について検討中、開発中だと。私どもからすると、長年たって、まだやり方、手法について検討中という、これは極めて大きな問題だというふうに思っていますが、この点を2つ目として請願事項の趣旨で出させていただきました。

3つ目は、水俣病患者に対して、いまだに根強い、先ほどご紹介しましたけれども、偏見、差別があるということで、これについてはふるさとの環境づくり宣言2015、先ほど言いましたけれども、この中にも潜在患者が名乗り出ることができる環境整備という、これは県が環境省、国に対して再三求めていることでありますけれども、この点についてもぜひ田上町議会さんのほうから関係機関に対しての要請をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、4つ目として、昭和30年から40年にかけて水俣病の患者が出てきたというか、40年6月が公表でありますけれども、その当時阿賀野川流域に住んでいた人の中で、いわゆる東京を中心に移住をするというか、仕事を求めて出た方も多くおられます。昨年5月に、私ども新潟と、それと熊本の被害者が、この水俣病50年、60年たつということで、情報、現状の当局にいる各県のところを回りました。ところが、なかなかこのことが伝わっていない。県内ではメディアがこの問題を取り上げていただいていますけれども、私は北信越5県回ったのですけれども、例えば長野であり、富山でありとしても、ほとんどこのことがもう水俣病は終わった、公害自体も終わったという部分もありますし、そういう状況でありました。東北もそのとおりでありました。水俣病の情報はほとんど伝わっていないということで、ぜひいまだにこの問題が解決していないということからも含めて、水俣病の情報が伝わるような形をぜひ国が行うように、そのことも入れていただきたいというふうに思います。

5番目に、水俣病特措法の異議申し立てということを書いております。これは、水俣病被害者救済特別措置法でもって非該当になった場合に異議申し立てができるかどうかということで、環境省は、この水俣病特措法の該当、非該当については、これは行政処分にあたらないと、そういう見解でもって異議申し立てを認めておりません。これに対して新潟県は、特措法の判断自体については行政処分にあたるということで、異議申し立てを認めておきまして、これまでに92人の方、要するに水俣病特措法でも該当しなかった人の中で、92人の方が異議申し立てを行いました。

これまでに新潟県は32件決定書を出しておりまして、うち9人について認容をいたしております。認容されますと、一時金自体は昭和電工が出すのですけれども、療養費、療養手当、要するに医療費ですね、医療費の自己負担分、あるいは療養手当、一月1万数千円でありますけれども、これは通院費等に充てるという形になっていますが、その療養費と療養手当の10分の8が国負担になっていまして、県が負担するのは10分の2でありますけれども、環境省自体は、これは異議申し立ては認められないということによって言っていますので、それは県独自の取り扱いだということで、負担を県に預けていると、そういう状況があります。この問題については、国の関与が、この新潟水俣病の発生なり、あるいはいまだに解決していないことについては国の責任も大きいというように思っていますので、ぜひこの異議申し立てについて、現在県が全て負担をしているわけでありまして、国に対して行政処分にあたるということでの見直しをぜひ当議会からも、田上町議会さんからも国の関係機関にということでもあります。

今日のこの意見書の採択については、今私も全県の自治体をお願いをしております、これまで、今年の9月議会までに県内30市町村議会のうち20の議会で意見書の採択をしていただきました。あと10の議会を、この12月議会をお願いをしております、今日もここに来る前に燕市議会さんのほうで委員会行われて、そこでは委員会では一応採択をいただいたということでありまして、ぜひ田上町議会さんからもご賛同いただいて、採択をいただいて、一致してこの問題の解決にお力添えをいただければというようなことです。

資料3に、ちょっとご説明がおくれましたけれども、水俣病のいわゆる被害者の実情、先ほどもちょっと差別、偏見があるということをおっしゃったけれども、昨年5月にNHKが阿賀野患者会、このうち阿賀野患者会の中でも何らかの対処を受けた人が3分の2、そして何ら救済を受けていない人たちが3分の1おられますけれども、その方たちを対象に、意識調査といいますか、行ったのが資料3としてあります。これを見ていただくと、なかなか水俣病として名乗りを上げることに対する本人の中のいろいろ葛藤といいますか、多くはやっぱり自分の水俣病になることによって、仕事が不利にならないとか、あるいは子どもの結婚や就職に支障を来すことにならないだろうか。また、周りから、水俣病として認められることで、当然ながら補償がされるわけですが、金欲しさにやっているのではないかと、様々なそういう目を気にして、いまだに名乗りを上げない人が多数、それなりにいるということ。そういうことは、先ほどのふるさとの環境づくり宣言2015の中

にも書かれているところでありましたが、そういう感じの置かれている状況にありますし、もう一つは、自分の症状が水俣病とはなかなか結びつかないで放置されている患者さんもおられる。阿賀野川流域で住んで、魚を食べてきて、何らかの症状があるけれども、それがなかなか水俣病として結びつかない。長年水俣病を見ているお医者さんのところへ行って、そこで初めて自分の親が水俣病の認定患者であると、あるいは兄弟が水俣病の手帳を持っていた、そういうのも新潟の場合はよく見られるケースであります。周りの目を気にして、なかなか治りにくい、あるいは自分の症状が水俣病となかなか結びつかない、そういう人たちが多数いるということも含めて、その点も含めてぜひ冒頭に言いました住民健康調査の実施は必要だろうというふうに思います。

5点について趣旨説明ということで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

それでは、私たちの議案にのっとなって一応進行していきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言ありましたら、まずそこから話を始めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

11番（池井 豊君） ちょっとお伺いしますけれども、今回の請願者が阿賀野患者会という中の会長になっているのですけれども、県内組織としては、阿賀野だの新潟だの阿賀町だの、そういう患者会いろいろあって、それがまた連合になっているのか、高野さんさっき言われたように、何か連合何とか会というの、そこら辺の会がそうになっているのと、なぜ阿賀野会の会長が第一請願者になっているのか、ちょっとそこら辺説明をお願いします。

請願者（高野秀男君） 水俣病の患者といっても一くくりではなくて、先ほど言った行政、環境省が決めた基準に基づいて審査した結果、認められた人は行政認定患者、行政が認定、この方たちは一時金も、補償も、それから療養費、療養手当、全部昭和電工が持つ。これは、昭和42年に提訴して、46年に判決を受けて、昭和48年に補償協定ができた。その補償協定のルールに基づいて補償された人たちが、この方たちが新潟水俣病被災者の会という会を作ったのです。ここにありますように、既に今日お配りした資料1見てもらいますと、その方たちが今日現在で705人いると。全部が全部その被災者の会に入っているわけではありませんけれども、大方そこには

入っている。そこで、そのほかに水俣病でない、申請した結果、水俣病として認められなかった被害者の人たちが、これは昭和57年に、今度は国と昭和電工を相手に提訴いたしました。10年たって、新潟地方裁判所から原告91人中88人が水俣病として認められたのですけれども、昭和電工も控訴をするということもあって、東京高裁に行って、裁判が13年半ぐらい続いたときに、当時は村山富市政権でありまして、自社さ政権といいます。村山さんの政治決断で水俣病総合対策医療事業という、そういう制度を作って、国の基準では水俣病として認められないけれども、手足のしびれのある人たち、そして当然魚を食べた人たちですけれども、この人たちを対象に総合対策医療事業という申請を受け付けて、結果として799人、およそ800人の方たちがそういう総合対策医療事業の対象者に認められた。これの多くは新潟水俣病被害者の会、先ほど被災者の会と言いましたけれども、今度は被害者の会、これは第2次訴訟の原告団を中心にできた組織でありまして、799人全員が入っているわけではございません。要するに原告団組織としてあったわけです。

さらに、そのときにも手を挙げなかった人たち、先ほど言った村山富市政権の後に、2004年10月に最高裁判決が出て、そのときにやっぱり国の水俣病認定基準では被害者が救済し得ないという判断を裁判所が下して、それをもとに新潟でも新たに手を挙げた人たちが出てきました。その人たちで作ったのが新潟水俣病阿賀野患者会。要するにそれぞれの補償、救済を求める時期の違いで出ていると。その人たちが今回は3回目、いわゆる3回目の裁判を行ったということで、今も4回目の裁判として、今はノーモアミナマタ第2次訴訟と言っていますけれども、そのときに手を挙げられなかった人たちが、改めて国と昭和電工を相手に訴訟を起こして、そのグループが阿賀野患者会、そのようになっています。

このほかに新潟水俣病患者会というのがあって、この方たちは少数ですけれども、国と新潟県と昭和電工を相手に賠償請求、国家賠償請求訴訟をやっているのと、新潟市に対して行政処分の取り消し訴訟をやっているという、この2つの裁判を抱えているグループもいます。

そのほかにもまた別なグループあるのですけれども、要するに手を挙げた時期によって、あるいは解決した時期によって患者会、患者団体が分かれている。補償の中身それぞれ違います。ということで。

11番（池井 豊君） 高野さんは何と仰いましたか。

請願者（高野秀男君） 私は、新潟水俣病共闘会議といって。そこは、先ほど言った新潟水俣病被害者の会と阿賀野患者会の団体も入っていて、そこに医療機関と弁護団

等々が入っていると、そういう組織です。要するにこの問題解決に向けて、被害者を中心に据えて取り組んでいる組織だというふうに受けとめていただければというふうに思います。

11番（池井 豊君） 阿賀野市だけの限定の会ではないということだね。

請願者（高野秀男君） そうです。

もうちょっと言いますと、実は安田町だけ認定患者の組織がある。先ほど言った被災者の会が認定患者組織だと言いましたけれども、いろいろ当時の町長さんの意向もあってか、安田町だけは認定患者の組織が別な組織としてあります。なかなか複雑です。

議長（皆川忠志君） 何で共闘会議で出さないのですか。

請願者（高野秀男君） 患者団体で出したほうがいいだろうと。

議長（皆川忠志君） いいだろうという判断ですか。

請願者（高野秀男君） 私ども共闘会議で出せば、今日は、すみません、山崎がちょっと来れなかったのですけれども、山崎もこの間幾つかのところで陳情の趣旨説明を、請願なり陳情の趣旨説明させていただいております。

議長（皆川忠志君） これ、先ほどの、各市町村で採択されましたけれども、これ、文章はみんなこの患者会の……

請願者（高野秀男君） ほとんど同じです。

議長（皆川忠志君） ので出ているということの理解でいいですね。

請願者（高野秀男君） はい。議会によっては陳情という形、ちょっとなかなか紹介議員さんが見つからないところについては、あるいは議員さんと相談して、陳情で出したほうがいいよというようなところもあって、それぞれの議会の状況に照らして言えば失礼な言い方になるかもわかりませんが、いずれにしても意見書の採択の中身は同じ形で要請をさせていただいております。

14番（小池真一郎君） 私も先ほどの関根委員と同じ感覚で、このことは知っているのですが、内容的には詳しいことは全く知らないという部分がございます。そこで、この請願事項の中に入れてありますけれども、やっぱり基本は地域住民の健康診断というのが非常に大きな決め手になると思いますので、あえてここに入れていたと思うのですが、これが実現できる可能性というのはどの程度考えていらっしゃるのか。

請願者（高野秀男君） 僕らもやってもらわなくては困ると思っていますので、先ほど言いましたように、2009年にできた水俣病被害者救済特別措置法の中に、これは議

員立法だったのです。その中に、やっぱり住民健康調査を行うべきだということで、わざわざ入れていただいたということで、ところが実際に、僕らは毎年環境省ともいろいろお話し合いをさせていただくのですけれども、この7年間はずっと、どういうやり方でやればいいのか、その手法を開発中だ、検討中だと、そのことの繰り返しなのです。これは、こういう言い方では失礼、きつい言い方かもしれませんが、不作為のきわめつけだと思っています、行政が。決めてから7年たったけれども、いまだに開発。官僚の方たちは2年、3年でかわりますので、ちょっとなかなかこの引き継ぎについても、やられてはいると思うのですけれども、このことは全然前へ進んでいない。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君）　ちょっと座ったままでいいですか。お聞かせ願いたいのですが、私、感覚がちょっとあれなのだけれども、鹿瀬の地元のほうの認定患者のほうは少なく、逆に安田の下流のほうが膨大な数になっているのですけれども、私の感覚だと津川あたりがやっぱりいいのかなというふうな、そんなイメージでいたのですけれども、逆なので、その辺の感覚からいって、認定希望したいと思っても、本当に下流のほうの魚を食べて、自分もそうなのかというのを判断、ドクターのほうの判断もいろいろちょっとどうかなというようなことがあると思うのですけれども、その辺、今後認定患者ももう高齢、ほとんど高齢になって、もう7年たって、あと二、三年も待てないというのが今現実だと思うのです、私も。その辺踏まえて、今後急ぐべきで、私は一個人として急ぐべきものであるとは感じているのですけれども、その辺踏まえて、今後早急に進めていって、認定患者さんが安心して受診できるような、そういうあれを早く持っていったほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺やっぱり、ただ手が震えるだけで、自分もそうかというようなイメージ、私も親戚とか、この辺、安田のほうあるので、いろいろ、じいちゃん、ばあちゃんが遠慮されている方が結構おられるのですよね。その辺を先生方の、ドクターの判断も難しいところがあると思うのですが、その辺、我々が、全然関係ないところに住んでいると、逆に安田のほうが多く、あれっと思うようなところがあると、その辺は今後早急に、それから一人でも多く認定されて、加療に専念できるような体制に持っていかないとだめだと私思っています。その辺どうあれですか。今後、早急にやらないとだめだと思うのですけれども。

請願者（高野秀男君）　今委員言われたように、裁判の原告の人たちというか、立ち上がる、手を挙げて立ち上がった人たちというのは、最初の1次訴訟というのは昭和42年に提訴して、46年に判決出ますけれども、これは下流の人たち、一日市とか津

島屋、ここが多いわけです。津島屋も認定患者100人以上いますけれども、下流の人たち。私が深くかかわった昭和57年に提訴した第2次訴訟というのは、やっぱり下流と中流、安田、水原の人たち。今手を挙げている人たちは、安田の方も結構多いのです。多いのですけれども、旧三川村、阿賀町、患者さん自身がだんだんちょっと、これは私の受けとめ方ですけれども、上流になった。確かに数は少ない。これは、絶対数の違いもあるとは思いますが、ようやく三川村の人たちが手を挙げ始めたというのが、かかわって率直な感想なのです。まだ鹿瀬、津川の人が手を挙げているかという、そうではないのです。なかなか、まだまだ手を挙げにくいのかな。ご存じのように昭和電工の城下町でもありますので、ということもあって、ようやく下流から上流のほうに被害者が手を挙げてきていると、そういう感じがします。

もう一点お話ししておかなくてはいけないのは、先ほど最高裁が国の認定基準では厳し過ぎて、広範な被害者が救済し得ない、もっと認定基準の見直しも含めて、弾力的な運用をするようにと、それは裁判所からも2回も言われていても全然改めようとしていないのですけれども、実際水俣病かどうかという、その環境省の認定基準というのは、昭和46年にできたときには、阿賀野川の魚を食べて水俣病と見られる症状が一つでもあれば水俣病として認めます。これは、一番多いのが手足のしびれ、手足の感覚障害なのです。それが昭和52年になると、症状の組み合わせが必要だ。53年になると、水俣病という蓋然性が高くなければいけない。これは、非常によく出ているのは、52年を境に、水俣病として認められた認定基準、水俣病認定基準で認められた人はおよそ8割から9割は申請が認められた。52年以降は、もう1割にも満たないのです。この間において国の基準が厳しくなったことによって、被害者の多くは放置されているという状況です。

つい最近の、今日もここへ来る前に燕市議会さん、その方、委員のほうから話があって、間もなく水俣病の認定審査会が開かれるのですけれども、今年開かれたの1回だけなのですけれども、認定された人は1人、棄却になった人が6人、再審査の人が3人、これに見られるように、いまだに前の認定基準、要するに症状の組み合わせがだめですよと言っている限りでは、水俣病ではないと棄却された患者さんたちがまた出す、そのために今度はまた裁判を起こしたり、あるいは泣き寝入りをするとかという、そういう状態が続いているということでございます。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） ここにもあるけれども、前の泉田知事が大分ご尽力されて、これだけの規模にこれまで持ち上げてくれたという、そういう話我々

も聞いているのですけれども、今回知事もかわりまして、考え方は同じだろうと思うのですけれども、その辺の今後の会の方針というか、どういうふうに、さっき言ったように、1年、2年と待てないような現状になっていると思うので、その辺これからの活動の、ちょっとあれだったらお話しできれば。

請願者（高野秀男君） 米山さんは、先月、今、議会開かれていますけれども、その前の臨時議会があって、そこで所信表明されていて、6つの柱があって、その3つ目に、命を守る責任ということで、その中に水俣病問題を取り上げていて、この問題は喫緊の課題であると、被害者救済、問題解決は。そのためには泉田さんがやってきたことを引き継ぎながら対応していきたいというふうに答えていました。そういう意味では、泉田さんが何でこの問題に非常に関心を持っていただいていたのかというのはいろいろあるのですけれども、彼が言っていたのは、一貫しているのは、要するに高度経済成長の犠牲者だと。今日の我々の、ある意味、昔の 대기あるいは水に比べるとかなりよくなったことは確かであると。そういう快適な環境を享受できるのは、そういう人たちが名乗りを上げて、手を挙げて、俗っぽく言うと運動してきた結果として、今日の我々の快適な環境が得られている、享受されている。その意味においては、やはりこういう人たちを社会全体で救済をする必要があるということ。これが泉田さんがこの12年間、この水俣病に対しての考えの一貫したところであって、それに基づいてやっていただきました。

皆さんのお手元にある新潟水俣病地域福祉推進条例と、この条例は、そういう意味では非常にすぐれた中身になっていて、一番の目玉は患者の定義なのです。右側にありますけれども、新潟水俣病患者とはということで、第2条の定義と書いてありますけれども、要するに魚を食べてメチル水銀が通常のレベル以上にあった人で、手足のしびれ、水俣病特有の症状がある人、そういう人たちを水俣病患者と県としては呼びますよ。これは、やはり水俣病患者に対しての中傷、偏見といいますか、そういうことを、県がこういうことを決めることによって少しでもなくしたい、被害の出た人たちはみんな水俣病患者だと。先ほどお話ししまして、幾つかのグループがそれぞれ補償内容の違った形にあるというのがありましたけれども、なかなか補償内容が違ってくると、いろいろ患者の中でもかなりナーバスになるようなところもありますけれども、こういうのを泉田さんが患者の定義ということで定めている、県が定めて、これに基づいてやっている。一番のやっているのは、小・中学生を、子どもたちを対象にした人権啓発というか、環境問題と人権問題を教育の中に取り入れて行っているということでもあります。福島潟にあります県立環境と人間の

ふれあい館、新潟水俣病資料館でありますけれども、ここで患者が語り部をして、その患者の語り部をやっているのは、先ほどご紹介した被害者の会と阿賀野患者会の人たちが小学生の子どもたちなり、あるいは大学生もそうですけれども、対象に語りをやっている。最近、できてからもう、これできたのが2001年なのです。だから、もう15年たっているのですけれども、来館者数は今のところ4万人です。4万人を超えているという状況であります。普通こういう資料館で5年たてば大体人数は減ってくるのですけれども、子どもたちがその資料館へ行って、水俣病の学習をして、患者さんの講話を聞くという。新潟県は、そういう意味では、新潟県特有の人権問題としてやっているのは拉致問題と新潟水俣病の2つなのです。そういうところの位置づけもしていただいて、そういう意味ではまだまだ患者さんに対する偏見、差別、強いものがありますけれども、子どもたちを通して少しずつ和らぐほうに行きつつ、行っているのではないかというふうに思っています。そんなところでよろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 私のほうから1つお聞きしたいのですけれども、いろいろな経過が、いろんな対応を聞いたのですけれども、この水銀中毒というのは遺伝というか……

請願者（高野秀男君） しません。体の中に入ってきたのが、ただ遺伝はしませんけれども、一番の問題は胎児への影響ですね。おなかの中の子ども、お母さんに入ってきたメチル水銀は、本人のところにとどまるよりは、胎児のほうに行くほうが多いのです。だから、もともと生理的に弱者ですけれども、胎児のときにメチル水銀が暴露されると、重篤な患者になる。胎児性の水俣病患者というのは、新潟では1人おられますけれども、この方は70過ぎになりますけれども、一番まだ胎児性、胎児性で生まれた方もいますけれども、もっとひどいと、今度は死産、流産があつて、それで胎児性の水俣病患者という、子どもについて言えばですけれども、別にそれでもって遺伝とか、そういうのはなくて、ありません。子どもへの影響はありません。

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） これ今環境省のあれなのですけれども、難病とか何かと違って、難病とか、ああいうのとは違っていているから、厚労省のほう、関係になるのですね。

請願者（高野秀男君） どっちかという、もう窓口環境省になって、環境省の中に…

社会文教常任副委員長（川崎昭夫君） どっちかという、厚労省みたいな感じがする

のです。厚生労働省。やっぱり環境なのですね。

請願者（高野秀男君） 環境省の中に特殊疾病対策室とあって、この水俣病専用というか、専門の部屋を設けていまして、そこが窓口になっております。

3番（小嶋謙一君） 全く率直にちょっとお聞きしますけれども、被害者の会だとか患者の会でいろんな会がありますけれども、出発時点が違うのだというのですけれども、どうして一本化できないのでしょうか。一本化したほうがもっと、窓口を1つにしたほうがもろもろ訴える力、そういう方向も強くなるのではないですか。

請願者（高野秀男君） 要求の中身がそれぞれ違いますね。例えば先ほど言ったように被災者の会の人たちは、例えば一時金とか年金とかについて言えば、ほかの会よりはかなり違う中身になっていて、そういう人たちの要求はまだないわけではなくて、いろいろありますね。それとは別に、被害者の会、私がそこの事務局をやっていますけれども、そこの人たちの要求なり、あるいは阿賀野患者会の人たちの要求というのはまた違ってくるといえるか、それぞれの置かれている条件、内容が、一時金と療養費と療養手当と、それぞれ違うのです。そこが違うと、なかなか1つになるというのはい。

3番（小嶋謙一君） 逆に言うと、そこを逆手に国のほうとられて、何か。

請願者（高野秀男君） だから、それぞれ手を挙げるときも違いますし。

3番（小嶋謙一君） そんなとられているのではないかな、国のほうの対応が。

11番（池井 豊君） 認定してくれということと認定した後の補償を上げてくれということとやっぱり違うわけだ。

議長（皆川忠志君） それを1つにするのが力になるのだろうか。

請願者（高野秀男君） なかなかちょっと正直言って難しい。本当はそこまで、委員言われるように、患者同士がこういう形というか、寛容になればいいのだけれども、やっぱりそれまで、最初に手を挙げた人たちからすると、今手を挙げている人たちは何で黙っていたのだと。そういうところもありますし、いろいろそれは複雑です。では、そこ問題の解決に何だということ、最初にとにかく調査して、被害は全部洗いざらい上げておけば、そういうことになったのです。それこそ住民健康調査を最初の段階でしっかりしてやって、どれだけ被害者がいて、どういうことを、やっておれば問題はなかったのです。もっと言うと、例えば新潟県の対応も、魚を食べてはだめだということを徹底したのは、横雲橋から上流と下流は違うのです。横雲橋から下流だけは魚を食べてはだめだというのはかなり徹底されたけれども、横雲橋から上流、だから安田とか水原の人たちが、その後、手を挙げるが多かった

というのはそういうことで、延々と食べ続けていたのです。人も多い。下流については漁業規制があって、指導です、行政指導ですけれども、なりましたけれども、横雲橋から上流というのは魚を食べ続けた方たちが多いのです。横雲橋から上流で認定患者が出たのは、1次訴訟の判決が出た翌年からです。それまで県は出さなかったのです。要するに白黒はっきりしないところというか、昭和電工が自分のところが犯人ではないという反論をしている限りおいては。昭和47年以降、横雲橋から上流で水俣病の認定患者が出ました。7年間そういう意味では空白だったのです。

11番（池井 豊君） 横雲橋というのはどこですか。

請願者（高野秀男君） 横越です。

11番（池井 豊君） 横越の。

請願者（高野秀男君） 阿賀野川の河口から14キロのところにある橋です。

11番（池井 豊君） あんなところで区切った。

請願者（高野秀男君） はい。

11番（池井 豊君） ばかみたいな話だね。

請願者（高野秀男君） これはまた背景がありまして……

11番（池井 豊君） それは、今度また勉強します。ここへ行って勉強するて。

社会文教常任委員長（松原良彦君） あの新津から京ヶ瀬へ行く橋ですか。

11番（池井 豊君） 今度勉強するこて。趣旨はよくわかった。

請願者（高野秀男君） 昭和電工が反論したのは、地震農薬説という説で反論したのです。昭和39年に新潟地震が起きて、新潟の埠頭倉庫にあった、要するに農薬が日本海に出て、それがさかのぼって、夏の渇水時期に阿賀野川にさかのぼってきた、そのさかのぼってきたところの線が横雲橋だという主張をしたのです。そういうのもあって、横雲橋から上流と下流で当時の県の対応は違う。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 時間の関係もございますけれども、質疑はよろしいでしょうか。

それでは、請願3号に対する質疑を一応終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

請願3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択と決しました。

以上でございます。

意見書がございますので、ちょっとお待ちください。

それでは、私が読み上げますので、お聞きください。

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書（案）。

新潟水俣病は公式確認から51年が過ぎた。この間、最高裁は二度にわたって、現行の認定基準（昭和52年判断条件）では認められなかった被害者を「水俣病患者」と認めて、国や加害企業に賠償を命じた。最高裁は、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めている。

しかるに、今年9月末現在、167名が新潟県・新潟市に認定申請しているように、また国や昭和電工に賠償を求める訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていない。

一方、新潟県は昨年5月31日、いまなお潜在患者が相当数いることを踏まえ、すべての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求める『ふるさとの環境づくり宣言2015』を発表した。また、新潟県はこれに先立って、平成21（2009）年4月から新潟水俣病地域福祉推進条例を施行し、新潟水俣病被害者の福祉の増進や偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、被害者を社会全体で支える施策を地道に取り組んでいる。

さらに、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）」の救済判定を巡って、国は異議申立ができる行政処分には当たらないとの見解を示しているが、新潟県は処分性があるとして異議申立を認め、行政不服審査法に基づいて審理をおこなっている。この件については、著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例・通説に反すると指摘している。

よって、国会並びに政府におかれては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者・国・加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。
2. 平成21（2009）年7月に成立した水俣病特措法の37条に定めている「阿賀野川流域住民の健康被害実態調査」を速やかに実施すること。
3. 潜在患者が名乗り出ることができるよう、環境整備すること。

4. 昭和30（1955）年頃から昭和53（1978）年頃まで阿賀野川の魚介類を喫食した
県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取組を行うこと。
5. 水俣病特措法の異議申立を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月 日

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣。

以上でございます。

これでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 意見書の内容を本会議に提出いたします。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変皆さんご苦労さまでございました。

午前11時53分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成28年12月19日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦